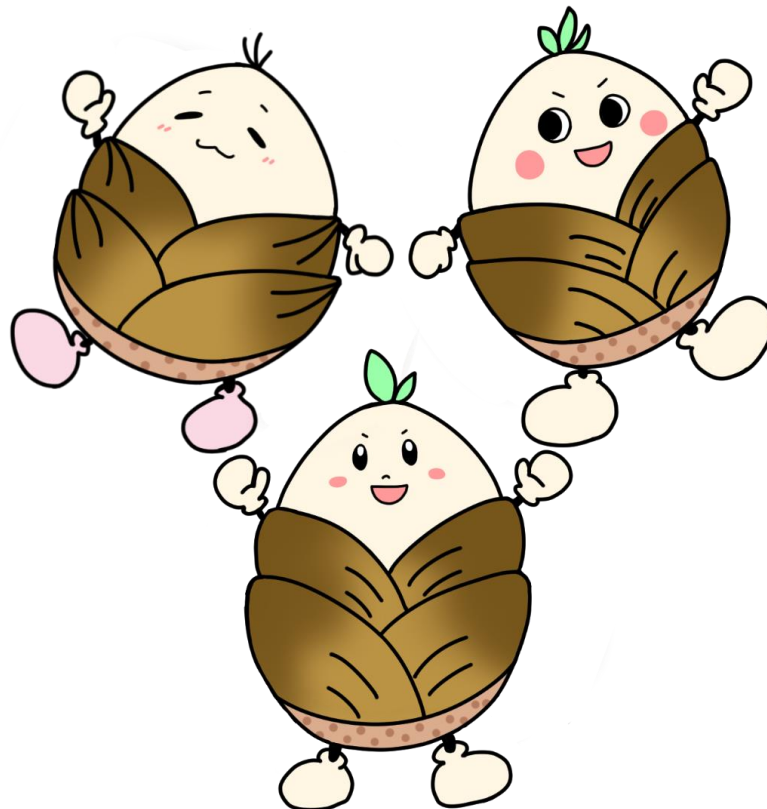


令和6年度

# 保育所等入所 申込みの しおり



向日市 市民サービス部 子育て支援課 保育係  
〒617-8772 向日市寺戸町小畑5番地1  
TEL 075-874-2659 (直通)



## 目次

1 申込時の提出物確認リスト	・・・3
2 申込みから入所の流れ	・・・4
3 保育の必要性の認定について	・・・6
4 申込中の変更事項について	・・・7
5 保育の必要量について	・・・8
6 保育料等について	・・・9
7 入所後の注意事項	・・・11
8 転園について	・・・11
9 各保育所等一覧	・・・12
10 記入例	・・・15
11 向日市保育施設利用調整基準	・・・20
12 よくある問い合わせ	・・・23
13 向日市保育料徴収基準額表	・・・24

※必ず本しおりをご一読いただいた上で、入所申請を行ってください。

### 令和6年度の保育年齢（クラス）

クラス	生年月日	最終保育年月日
0歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日	令和13年3月31日
	令和5年4月2日～令和6年4月1日	令和12年3月31日
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	令和11年3月31日
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	令和10年3月31日
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	令和9年3月31日
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	令和8年3月31日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	令和7年3月31日

# 1 申込時の提出物確認リスト

全員が提出（児童1人につき原本1部が必要です。）	
<input type="checkbox"/>	①様式1 施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定申請書 ※レモン色
<input type="checkbox"/>	②様式2 施設型給付費・地域型保育給付費等の利用調整申込書（兼保育児童台帳）※レモン色
<input type="checkbox"/>	③家庭調査票
<input type="checkbox"/>	④健康調査票
<input type="checkbox"/>	⑤保育所保護者負担金兼副食費口座振替納入依頼書（ゆうちょ銀行のみ別様式）

父・母それぞれが該当する事由の必要書類を提出			
※申請児童が2人以上いる場合は、原本は年齢が下の児童に添付し、他の児童はコピーを添付してください。			
父	母	保育が必要な事由（要件）	必要書類
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(1) 就労 主に法人が営む事業に従事する者	・就労証明書（様式3）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上記以外（個人事業主等）	・就労証明書（様式3） ・スケジュール申告書（様式4） ・開業届の写し及び確定申告の控えの写し等 ※20頁及び21頁「調整指数表」項番3を参照してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農業・内職	・就労証明書（様式3） ・スケジュール申告書（様式4）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(2) 妊娠・出産	・出産予定日及び保護者名が記載された母子手帳のページの写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(3) 保護者の疾病・障がい	<疾病> ・診断書（様式5） ※病院の任意様式による場合は必ず「保育ができない」等の文言及び期間の記入をお願いします。 <障がい> ・保護者氏名、等級及び有効期限が記載された手帳等のページの写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(4) 同居親族の介護・看護	・介護・看護の必要性が分かる診断書（様式5）又は要介護認定手帳の写し ・スケジュール申告書（様式4）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(5) 災害復旧	・り災証明書
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(6) 虐待やDVのおそれがある	・警察署等のDV証明
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(7) 求職活動	・求職活動申立書（様式6）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(8) 就学	・通学期間が分かる書類（例：在学証明書、学生証の写し 等） ・1日の就学時間が分かる書類（例：時間割、スケジュール申告書（様式4））
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(9) 育児休業中の継続	・就労証明書（様式3）

該当する場合のみ提出	
<input type="checkbox"/>	「向日市保育施設利用調整基準」に該当する加点要素がある場合、記載のある必要書類 ※20頁から22頁を参照してください。
<input type="checkbox"/>	<転入予定の場合> ①居住誓約書 ②賃貸契約書又は売買契約書の写し
<input type="checkbox"/>	<(4～8月申請) 令和5年1月1日に向日市に住民票がない場合> 父・母の令和5年度課税証明書 ※8月入所時点で入所保留となった場合：令和6年度課税証明書（締切：令和6年8月15日（火）） 未提出の場合は、9月選考以降、「向日市保育施設利用調整基準」の「(3) 同一点数の場合の順位表」項番12で、最下位となります。 <(9～3月申請) 令和6年1月1日に向日市に住民票がない場合> 父・母の令和6年度課税証明書
<input type="checkbox"/>	<医療的ケアが必要な場合> ・医療的ケア実施申込書（様式7）と主治医意見書（様式8）

## 2 申込みから入所の流れ

### (1) 令和6年度4月一斉入所

<書類配布> 令和5年10月2日(月)～6日(金) 向日市役所 東向日別館3階 相談室1・会議室2

令和5年10月10日(火)以降 向日市役所 東向日別館4階 子育て支援課窓口

配布時間は午前8時30分～正午、午後1時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く。)

- ① 申込み書類受領時に、令和5年11月1日(水)～10日(金)の提出日時について予約してください。
- ② 予約日時の変更は可能ですが、変更の受付は10月10日(火)からとなります。

<提出> **1次調整**

- ① 新規入所希望者：令和5年11月1日(水)～10日(金)

受付場所：向日市役所 東向日別館3階 相談室1・会議室2

令和5年11月13日(月)以降については、子育て支援課窓口

- ② 在園している児童の兄弟姉妹の新規申込み：令和5年11月13日(月)～16日(木)

受付場所：向日市役所 東向日別館4階 子育て支援課窓口

※在園している児童の兄弟姉妹の新規申込みは、令和6年4月1日時点で、兄弟姉妹が市内の認可施設に在園している方が対象です。(小規模保育事業所・さくらキッズ保育園卒園児を含む。)

- ①②受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く。)

※①②変更書類、不足書類の最終提出締切日は、令和5年11月24日(金)です。

令和5年11月24日(金)までに書類が揃わなければ、1次調整の対象となりません。

2次調整以降への反映となります。

**2次調整**(最終締切)

令和6年2月16日(金) 受付場所：向日市役所 東向日別館4階 子育て支援課窓口

2次調整については1次調整で内定とならなかった(保留となった)方で再度調整を希望される方、1次調整に申込みが間に合わなかった方が対象となります。

※受け入れ枠は1次調整の辞退者枠などとなりますので、若干名となります。

<調整結果> **1次調整**・・・1月下旬に発送予定 **2次調整**・・・3月上旬に発送予定

※結果についての事前のお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

### (2) 年度途中入所

<書類配布> 子育て支援課窓口で随時配布

<提出> 提出期限：入所希望月の前月15日(土日祝の場合は直前の開庁日)まで

受付場所：向日市役所 東向日別館4階 子育て支援課窓口

<調整結果> 毎月20日ごろに調整を行い、入所決定者にのみ調整日の午後以降に電話でご連絡します。

保育要件などにおける変更や追加書類等についても、入所希望月の前月15日までに提出された場合、翌月の調整から反映できます。

### (3) 入所の決定

申込書に記載されている希望施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業所）の中で利用調整を行い、入所可能な施設に入所していただきます。

申込み順ではなく、保育の必要性認定・指数（優先順位）の高い児童から入所の決定をします。

### (4) 入所決定後の流れ

(ア) 4月一斉入所1次調整の内定者については、入所先施設、期間等を記した「入所承諾書」及び「入所（園）説明会のお知らせ」を市又は決定園から郵送します。2次調整及び年度途中入所の内定者については、入所が決定してから入所先施設との面談が必要ですので、面談日等については別途お知らせし、「入所承諾書」を送付します。

(イ) ならし保育については、児童が集団保育に慣れるまで、1週間程度実施することがあります。

転園児童も、ならし保育を実施することがありますので、詳細は各施設にご確認及びご相談ください。

(ウ) 保育料については、入所月の中旬に入所した施設を通じて保育料決定通知書を送付します。

(エ) 育児休業・産後休暇明けや就労見込みでの入所申請の場合、入所した月のうちに就労を開始していただきます。  
所定の期日までに「就労証明書（勤務開始・育休復帰確認用）」の提出が必要です。

### (5) マイナンバーについて

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、マイナンバー（個人番号）の記入が必要になりました。

マイナンバー（個人番号）を使う手続きの際は、本人確認（身元確認・番号確認）を行います。

したがって、保育所等申込及び支給認定書申請については下記の①及び②のご持参をお願いします。

#### ① 身元確認に必要なもの ※いずれも生年月日が記載されたもの

ア 1点の提示でよいもの（主に顔写真があるもの）	イ 2点の提示で確認するもの（顔写真がないもの）
・個人番号（マイナンバー）カード	・身分証明書（顔写真なし）
・写真付き身分証明書 （運転免許証・学生証・社員証等）	・公的医療保険・健康保険・介護保険等の被保険証
・旅券（パスポート）、在留カード等	・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書等

#### ② 番号確認に必要なもの ※以下4点のうち1点

- ・個人番号（マイナンバー）カード ・通知カード
- ・個人番号（マイナンバー）記載の住民票の写し ・住民票記載事項証明書

本人確認を行うのは、申請に来られた保護者（父又は母）です。申請に来られた方の①と②をご持参ください。  
保護者以外の方が提出する場合は、提出に来られる方の①と保護者本人の②をご持参ください。

## (6) 注意事項

- (ア) 一度提出いただいた申請書類は、当該年度中は有効です。保留となった場合、毎月調整を行います。ただし、4月一斉入所で保留になった場合については、年度途中入所を希望する旨について、別途申請する必要があります。
- 初回調整時のみ、結果を全員に文書で送付します。
- 翌月以降の調整結果は、原則入所決定者のみ送付しますが、必要な方には、保留となった場合にも送付します。（「保留通知書発行依頼書」により、前々月16日～前月15日の間に申請が必要です。郵送提出可）
- (イ) 入所申込みを取り下げの場合、「保育所等入所申込取下届」の提出が必要です。
- (ウ) 申請時に向日市に住民票がなくても申請できます。入所決定月の1日時点で住民票がなかった場合、入所及び認定は取消しとなります。
- (エ) 申請時点において向日市に住民票がないひとり親で申請される方は、戸籍謄本も提出してください。
- (オ) 一度提出された書類は返却できませんのでご了承ください。
- (カ) 消えるペンで記載された書類は、受け付けできません。
- ※ 提出書類の内容に虚偽があった場合は、判明した時点で決定等を取消（退所となります。）します。

### 3 保育の必要性の認定について

向日市が客観的基準に基づき「認定区分」「事由」「保育必要量」を認定します。支給認定には次の区分があり、区分に応じて利用できる施設・事業所が異なります。

2号認定又は3号認定を希望する場合は、家庭において必要な保育を受けることが困難である「保育が必要な事由（要件）」に保護者のいずれかが該当することが必要です。

	認定区分	保育必要量	利用施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外のもの</u>	教育標準時間	幼稚園 認定こども園 (教育部分)
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 (保育部分)
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 (保育部分) 小規模保育事業所等

## 4 申込中の変更事項について

- ・利用申込中に保護者の認定事由に変更があった場合は、保育の必要性を認定する指数が変更となる可能性がありますので、速やかに子育て支援課に変更後の書類を提出してください。(児童・保護者の住所・氏名等が変わる場合、保護者の勤務先が変わる場合、保護者が育児休業を取得する場合等)

### (例) 保護者の申込み要件が変更となった場合

→速やかに新たな要件に係る必要書類を提出してください。

### 家庭で保育ができるようになった場合

→家庭で保育ができる場合は、調整対象外です。「保育所等入所申込取下届」を提出してください。

### 保護者の就労時間や勤務先が変わった場合

→変更後の内容の就労証明書を提出してください。

勤務時間が変わる場合は、再度点数化を行います。変更後の点数の反映は、変更書類の提出締切日と同様のスケジュールで行います。

### 保護者が出産する場合

→出産予定日・保護者氏名の記載された母子手帳のページの写しを提出してください。

(妊娠・出産要件は、出産予定日の前後2か月間です。)

### 保護者が退職する場合

→退職し、自宅で保育できるようになった場合には、「保育所等入所申込取下届」を提出してください。

求職活動のため、求職活動要件で調整を希望される場合には、「求職活動申立書」を提出してください。

### 育児休業をこれから取得する場合

→育児休業取得期間中は、新規入所の調整対象外です。「保育所等入所申込取下届」を提出してください。

育児休業中の方は、児童が入所する月中に育児休業を終了し、復職される場合のみ申込みが可能です。

### 世帯構成が変わる場合

→基本指数表による指数が変更となる場合や、保育料が減免となる場合がありますので、ご連絡ください。

### 転出する場合

→住民票がある市町村での申請となりますので、「保育所等入所申込取下届」を提出してください。

### 向日市内で転居する場合

→書類送付先を変更しますので、ご連絡ください。

## 5 保育の必要量について

\* 保育短時間認定・・・月曜日から土曜日までの、最長8時間です。

\* 保育標準時間認定・・・月曜日から土曜日までの、最長1.1時間です。

※なお、「保育短時間認定」、「保育標準時間認定」のいずれかに関わらず、原則として保育を受けることができるのは、就労等で保育が必要な時間・曜日のみとなります。常に8時間又は1.1時間の利用ができる訳ではありません。

※保育を必要とする事由に該当しない日については、家庭保育をお願いします。

保育が必要な事由（要件）	保育必要量の区分		認定期間
	保育短時間	保育標準時間	
(1) 就労 ※1 (1か月64時間以上)	● ※就労時間、通勤時間、送迎時間等により決定	● ※就労時間、通勤時間、送迎時間等により決定	2号：小学校就学前まで
			3号：満3歳に達する前々日まで
(2) 妊娠・出産	● ※保護者の希望により可	●	出産予定日の前後2ヶ月 (最大5ヶ月間)
(3) 保護者の疾病・障がい ※2	● ※通院の場合（原則）	●	必要がなくなるまでの期間
(4) 同居親族の介護・看護	● ※保護者の希望により可	●	
(5) 災害復旧			
(6) 虐待やDVのおそれがあること			
(7) 求職活動 ※3	●	—	離職日又は入所日から3ヶ月
(8) 就学	●	●	卒業又は修了まで
(9) 育児休業 (継続児のみ)	●	—	育児休業の対象となる児童が満2歳に達する月の月末まで

※1 1か月64時間未満の就労をされている場合、就労要件には該当しません。

育児休業・産後休暇明けでの入所申請の場合、入所した月のうちに元の職場に復職できるよう、職場と調整した上で申請してください。復職後、復職を確認する書類を提出いただきます。

(例：4月1日利用開始の方は、4月中に育児休業を終了し、復職していないと利用解除となります。また、保育料とは別に要した費用を負担いただきます。)

就労先が複数ある場合には、各々の事業所による就労証明書が必要です。

※2 認定期間が終了するまでに、保育を必要とする事由を証明する書類の提出がなければ、継続利用はできません。

(例：疾病要件であれば診断書に記載された期間、障がい要件であれば手帳の有効期限)

※3 認定期間が終了するまでに、他の保育を必要とする事由を証明する書類の提出がなければ、継続利用はできません。

保育所等に入所中の場合、原則として年度内1回限りの認定です。



## 6 保育料等について

保育料は、世帯の市民税額を基本として、児童の支給認定区分、兄弟姉妹の状況等に応じて国が定める水準を上限に、市が決定します。

保育料は、4月～8月分は令和5年度の市民税額、9月～翌3月分は令和6年度の市民税額を基に決定します。

※ 税情報が未申告の方は、利用料が最高階層（最高額）となります。

税情報が確認できない（未申告の）方は、税の申告をしていただく必要があります。

※ 市民税額に変更があった場合、保育料が変更になる場合がありますので、速やかにお知らせください。

※ 住宅借入金等特別控除・寄附控除・配当控除・外国税控除等の税額控除は適用しません。  
控除前の市民税額で保育料を決定します。

※ 国外からの転入の場合など、国外での収入を基に税額を計算することがあります。

※ 保護者のいずれかが配偶者控除を受けていない場合、市民税額は合算になります。

### <保育料の納付方法>

① 公立保育所、民間保育園

市が徴収を行います。

保育所保護者負担金兼副食費口座振替納入依頼書（指定様式）に記入いただいた口座で口座振替を行います。

引き落とし日は毎月月末です。残高不足等により口座振替が出来なかった場合は、翌月20日に再振替を行います。（ゆうちょ銀行を除く。）

② 認定こども園、小規模保育事業所

各園が徴収を行います。納付方法や納付期日については、各園にお問い合わせください。

### <副食費の納付方法>

① 公立保育所

市が徴収を行います。

② 民間保育園、認定こども園

各園が徴収を行います。納付方法や納付期日については、各園にお問い合わせください。

※ いずれの施設についても、納期限までに納付がない場合は、督促や催告をし、その指定期日までになお納付がない場合には、保育所等や自宅を訪問すること、法律の規定に基づく滞納処分として財産差押をすること等があります。

### <保育料の減免措置について>

※国や府の制度改正に伴い、下記の減免制度は変更になることがありますので、ご了承ください。

• 保育所等へ入所されている児童の兄弟姉妹（未就学児童に限ります。）が、以下のいずれかの施設に通園されている場合は、その児童も含め、保育料を算定します。

第2子は向日市保育料徴収基準額表の半額、第3子以降は0円です。所得制限はありません。

対象：未就学児の兄弟姉妹が、1. 認可保育所、幼稚園に在籍している場合

→減免申請は不要です。

2. 事業所内保育施設、企業主導型保育施設、障害児通所施設に在籍している場合

→減免申請が必要（詳細はお問い合わせください）。

- ・市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯  
：第1子の児童の年齢にかかわらず、第2子は保育料徴収基準額表の金額の半額、第3子以降は無料です。
- ・市民税所得割額が77,101円未満のひとり親家庭、障がいのある方（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者）のいる家庭  
：第1子は保育料徴収基準額表の半額（上限9,000円）、第2子以降は第1子の年齢にかかわらず無料です。
- ・市民税所得割課税額が169,000円未満の世帯で、18歳未満の児童が3人以上いる第3子以降の児童  
：保育料は無料です。

#### <ひとり親家庭の保育料決定方法>

- ・保育料算定に用いる基準年におけるひとり親の収入を確認し、100万円以下の場合には、同居されている親族の収入を高い方から順に100万円以上になるまで合算し、保育料を算定します。

#### <幼児教育保育無償化について>

- ・3歳児クラスから5歳児クラスまでを利用される児童の保育料は無償化されています。
- ・実費として徴収されている給食費、行事費、布団代、延長保育料などは無償化対象外です。
- ・給食費（主食費（ごはん・パン）・副食費（おかず・おやつ））については、自宅で子育てを行う場合にも同様にかかる費用です。そのため、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。
- ・負担軽減のため、年収360万円未満世帯（目安）や、第3子以降（所得制限があります。）については、副食費の支払いが免除されています。

#### \* その他

- ・保育料や副食費については、同居している家族に、要介護認定、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けておられる方又は特別児童扶養手当や国民年金の障害基礎年金の受給対象者がおられる場合は、手帳又は受給者証等の写しの提出により、減免となる場合があります。

## 7 入所後の注意事項

- ・保育が必要な事由等に変更があった場合は、速やかに入所施設にご連絡いただき、必要書類を提出してください。
- ・保護者の求職活動、出産、育児休業又は疾病等を認定事由として保育を利用する場合、事由ごとにそれぞれ必要な期間を認定期間（保育を利用できる期間）として定められます。認定期間中の指定の期日までに認定事由に変更（求職活動の後に就労開始する等）がなかった場合は、認定期間の満了日の属する月末日をもって退所（保育の実施解除）となります。
- ・児童又は保護者が向日市外に転出した場合、異動月の月末で退所（保育の実施解除）となります。

## 8 転園について

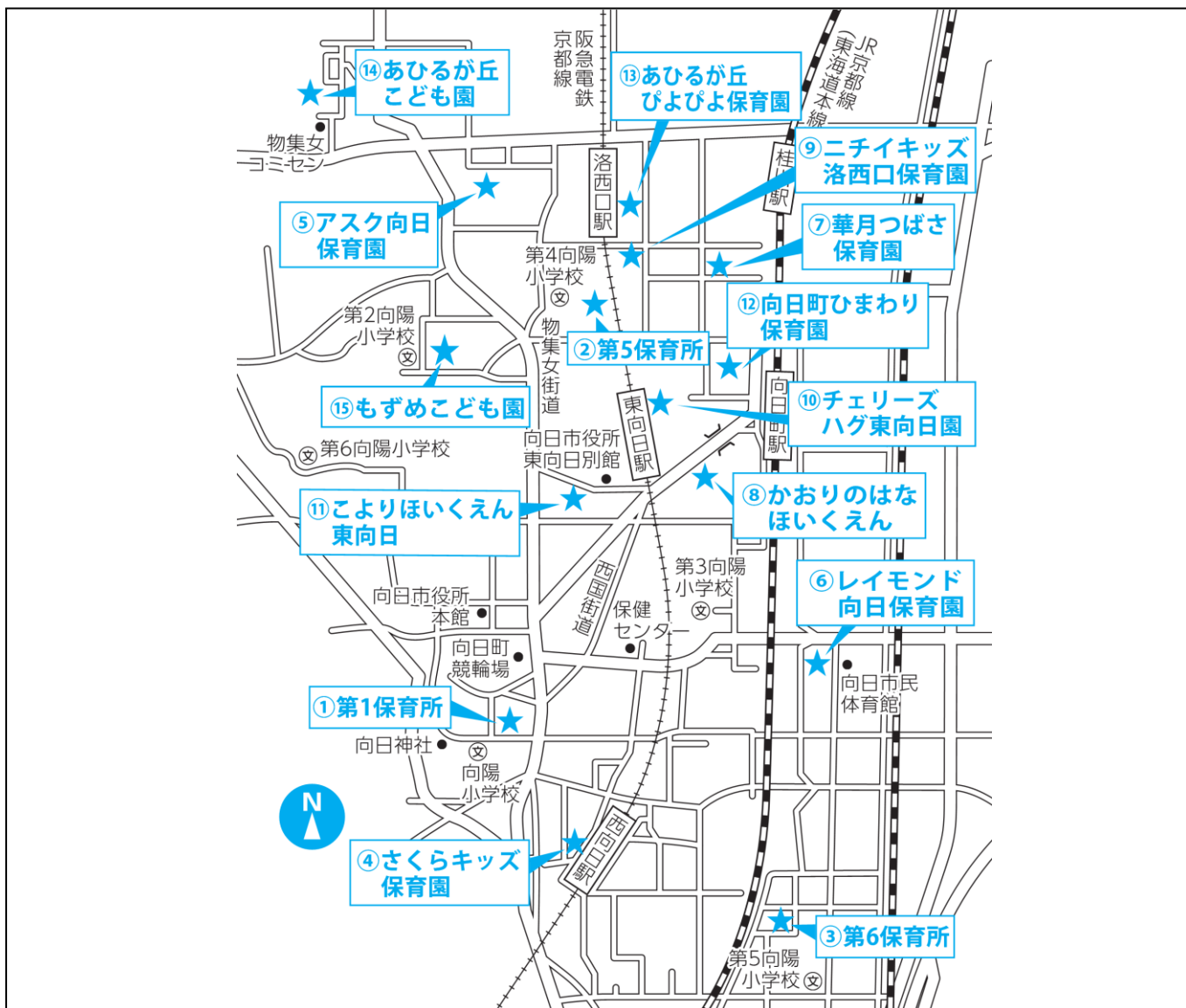
- ・入所後、別の保育所等へ転園を希望される場合には、「転園申込書」をご提出ください。  
＜4月申請＞  
令和5年11月17日（金）までに、現在在園している保育所等にご提出ください。  
調整結果は、令和6年1月下旬に発送予定です。  
＜5月以降申請＞  
希望月の前月15日（土日祝の場合は直前の開庁日）までに提出してください。  
転園が決定した場合のみ、選考日の午後以降に電話で連絡します。
- ・転園児童もならし保育を実施することがありますので、詳細は各施設にご確認及びご相談ください。
- ・転園先への入所が決定した場合には、元の保育所等へも新規入所者を案内するため、辞退することや、転園後に元の保育所等に戻ることはできませんので、ご注意ください。

## 9 各保育所等一覧表 (令和5年8月現在)

※今後変更になる可能性があります。また、その他必要になる費用は園によって異なりますので、直接お問い合わせください。

保育所名		公立保育所	さくらキッズ保育園	アスク向日保育園	レイモンド向日保育園	華月つばさ保育園	かおりのはなほいくえん
保育時間	短時間	8:00~16:00	8:00~16:00	8:00~16:00	8:00~16:00	8:00~16:00	8:00~16:00
	標準時間	7:00~18:00	7:00~18:00	7:00~18:00	7:00~18:00	7:00~18:00	7:00~18:00
主食の提供(幼児)	有無	無(持参)		有	有	有	有
	月額	—		2,000円	1,500円	1,400円	1,500円
副食費(幼児)	月額	4,500円		5,000円	4,500円	4,500円	4,500円
アレルギー対応	除去又は代替	離乳食:代替 それ以上の子ども:除去		代替	代替	代替	除去
お弁当持参時期		お盆3日間 園外保育日 年末保育 (12/29)	お盆3日間 園外保育日 年末保育 (12/29)	遠足	お盆 遠足 年始	遠足	遠足 お盆(3日程度) 年末年始
おむつ	紙又は布	どちらでも良い	どちらでも良い	紙	紙	紙	紙
	方法	持参	持参	持参	園で用意 (月2,508円)	持参	持参※50円 (1枚)で販売可
	処分方法	園で処分	園で処分	園で処分	園で処分	園で処分	園で処分
	処分費	年2,400円 (0~1歳児のみ)	0円	0円	0円	300円	0円
布団又はベッド	レンタル 又は持参	持参	どちらでも良い	ベッド:園備品 シーツカバー:持参	ベッド:園備品 タオルケット・ シーツカバー持参	レンタル	レンタル ブランケットなど持参可
レンタル月額		—	1,600円	0円	0円	1,290円	1,500円
保護者会の有無		有	無	無	無	無	無
駐車場台数		1保:9台 5保:7台 6保:0台	3台	6台	14台	6台	10台
延長保育料金	18:00~ 19:00 (1回)	200円	200円	300円	250円	200円 (30分につき)	200円
	18:00~ 19:00 (月額)	2,500円	2,500円	3,000円	3,000円	2,500円	2,500円
	18:00~ 20:00	—	—	—	—	—	1,200円(1回) 7,500円(月額)
その他		第1保育所:一時 保育	—	レゴスクール (3歳児以上) 月額2,500円 主食費に口座振 替手数料300 円を含む。	一時保育 休日保育	3歳児以上 制服有 35,000円前後	知育・体育あそ び(月1回) 2歳児:250円 3~5歳児:85 0円

ニチキッズ洛西口保育園	チェリーズハグ東向日園	こよりほいくえん東向日	向日町ひまわり保育園	あひるが丘びよびよ保育園	あひるが丘こども園	もずめこども園
9:00~17:00	8:00~16:00	8:00~16:00	8:00~16:00	8:00~16:00	8:00~16:00	8:00~16:00
7:00~18:00	7:00~18:00	7:00~18:00	7:00~18:00	7:00~18:00	7:00~18:00	7:00~18:00
					有	有
					1,200円	1,500円
					4,500円	4,500円
除去	卵:除去 その他:代替	除去	除去	代替	代替	代替
なし	夏季・年末年始に各3日間程度	遠足	夏季・その他(特別保育等)各3日程度	遠足 運動会 その他	遠足 運動会 その他	お盆3日間 遠足
紙	紙	紙	紙	どちらでも良い	どちらでも良い	紙
持参	持参	持参	持参	持参	持参	園で用意 (月2,508円)
園で処分	園で処分	園で処分	園で処分	どちらでも良い	どちらでも良い	園で処分
0円	0円	0円	0円	500円	500円	教材費(500円/1か月)を含む
コット:レンタル タオルケット・毛布:持参	持参(マットのみ 入園時購入し、 預かり)	コット:レンタル シート・タオル ケット持参	どちらでも良い	コット:園備品 タオルケット・毛布持参	どちらでも良い	コット:レンタル シート・タオル ケット持参
0円	0円	200円	1,600円	0円	1,728円 (業者と直接契約)	教材費(500円/1か月)を含む
無	無	無	無	無	有	無
1台	1台	2台	2台	0台	11台	18台
200円	18:01~18:30 500円 18:01~19:00 1,000円	200円	100円 (20分につき)	400円 (30分につき)	3・4・5歳児 200円 0・1・2歳児 400円 (30分につき)	250円 (30分につき)
2,500円	応相談	2,500円	3,000円	2,500円	2,500円	2,500円
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	一時保育 病後児保育 子育て支援事業	一時保育 子育て支援事業 課外教室(英語教室・ 体育教室・学研教室)



種別	No.	名称	所在地	電話番号	定員	入所可能月齢
公立保育所	①	第1保育所	向日町北山2番地	921-4416	230	生後57日目～就学前
	②	第5保育所	寺戸町三ノ坪14番地	932-1819	120	生後57日目～就学前
	③	第6保育所	上植野町地田5番地の3	933-1212	150	生後57日目～就学前
民間保育園	④	さくらキッズ保育園	上植野町南開60番地の1	933-0200	30	生後57日目～2歳児まで
	⑤	アスク向日保育園	物集女町森ノ下1番地の1	935-5533	110	生後57日目～就学前
	⑥	レイモンド向日保育園	森本町石田13番地の3	874-6083	180	生後57日目～就学前
	⑦	華月つばさ保育園	寺戸町寺田1番地の8	924-0283	120	生後5ヶ月～就学前
小規模保育事業所	⑧	かおりのはなほいくえん	寺戸町東田中瀬12番地の2	931-7070	100	生後57日目～就学前
	⑨	ニチイキッズ洛西口保育園	寺戸町七ノ坪139番地 ヘアティ洛西口2F	935-7035	17	生後57日目～2歳児まで
	⑩	チェリーズハグ東向日園	寺戸町飛龍11番地の10	921-5488	18	生後57日目～2歳児まで
	⑪	こよりほいくえん東向日	寺戸町初田12番地の11	925-3388	12	生後57日目～2歳児まで
	⑫	向日町ひまわり保育園	寺戸町瓜生22番地の12	921-5151	12	生後57日目～2歳児まで
認定こども園	⑬	あひるが丘びよびよ保育園	寺戸町七ノ坪103番地 ヴェリテ洛西口駅前1F	754-7658	12	生後57日目～2歳児まで
	⑭	あひるが丘こども園	物集女町北ノ口65番地の2	921-0005	125	生後57日目～就学前
	⑮	もずめこども園	物集女町南条65番地	925-3838	150	生後57日目～就学前

※施設の見学については、直接園にお問い合わせください。



施設型給付費・地域型保育給付費等の  
利用調整申込書（兼保育児童台帳）

向日市福祉事務所長 様

施設型給付費・地域型保育給付費等の利用調整につき次のとおり申し込みます。利用調整の決定等に関して、保育の必要性の状態や所得状況について、福祉事務所が公簿や個人番号（マイナンバー）等で確認することに同意します。また本申請内容及び所得状況に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

令和 5年 11月 〇日

保護者

住所 (入所希望月 1日時点)	向日市寺戸町小佃5番地の1
氏名	向日 花子

転入前住所（由緒等に向日市に住所がない場合）又は  
転居前住所（申請時点と選考希望月の1日時点で  
住所が異なる場合には、記入してください。  
あわせて、いつまで旧住所であるか記載してくだ  
さい。

〒

□令和 年 月 日以前の送付先

申請児童	氏名		生年月日	性別	連絡先	2
	ふりがな	むこう	ひまわり	男		
	向日	ひまわり	平成 令和 5年 1月 1日	女	母 090-0000-0000	1

市役所からご連絡する場合、  
どの番号に連絡すれば良いか、  
○をつけるか、順番を記入してください。

入所を 希望する 施設名	第1希望: ○○○○	第9希望:
	第2希望: ××××	第10希望:
	第3希望: △△△△	ここに記入されていない施設は、選考対象とならないため、 空きがあってもご案内できません。
	第4希望: ※※※※	希望施設が多いほど、入所できる可能性は高くなります。 ただし、入所内定を辞退されますと、当該年度中は、 向日市保育施設利用調整基準において調整します。 無理のない範囲で希望施設をご検討ください。
	第5希望: ☆☆☆☆	
	第6希望:	第14希望
	第7希望:	第15希望
	第8希望:	

開始：選考希望月の1日  
(例：4月1日入所申請→令和6年4月1日)  
終了：最終保育年月日＝5歳児の3月31日  
(入所申込みのしおりを見てご記入ください。)

保育の実施を希望する期間 令和 6年 4月 1日 から 令和 〇年 3月 31日まで

保育が必要な理由

兄弟姉妹2人以上の  
申込者はいずれかを選択  
してください。

本児のみでも入所を希望する  
 別々の保育所等でも同時入所を希望するが、希望順位を下げても同園希望  
 別々の保育所等でも同時入所を希望するが、希望順位を優先する  
 同じ保育所での同時入所を希望する  
 その他( )

兄弟姉妹2人以上の新規申請をされる方は、  
必ず選択してください。

生活  
兄弟姉妹2人以上の新規申請をされる方の中で、  
選択肢以外に入所に関して条件がある場合、記入してください。  
(例：第1子3歳児、第2子第3子1歳児の双子で、  
第1子のみ入所決定や、第2子第3子のみ入所決定なら  
入所するが、第2子のみ入所決定の場合、  
双子を一緒に入所させたいため、入所しない、等。)

同居  
療  
特別児

兄弟姉妹2人以上の新規申請をされる方は、  
必ず選択してください。  
(例：第1子2歳児、第2子0歳児で、  
第1子のみ入所決定であればこの希望施設でも入所したいが、  
第2子は第1子と同じ施設でないと入所を希望しない場合は、  
第1子の用紙には「本児のみでも入所を希望する」、第2子の用紙  
には「同じ保育所での同時入所を希望する」にチェックしてください。

ひとり親世帯

該当  
・  
非該当

□ 離婚( ) 年 月 日 □ 未婚  
□ 死別( ) 年 月 日  
□ 別居( ) 年 月 日

[調停 □有 □無 《証明書 □有 □無》]



## 家庭調査票

## 1 祖父母の状況

		氏名	年齢	同居・別居の別	就労の有無
父方	祖父	向日 一郎	65	同居・ <input checked="" type="checkbox"/> 別居 (京都市)	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	祖母	向日 裕美	62	同居・ <input checked="" type="checkbox"/> 別居 (京都市)	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
母方	祖父	京都 次郎	58	同居・ <input checked="" type="checkbox"/> 別居 (向日市)	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
	祖母	京都 恵子	55	同居・ <input checked="" type="checkbox"/> 別居 (向日市)	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無

- 2 住民票について (該当するものに○をしてください) ※転入日 令和5年4月10日  
 令和6年1月1日現在 住民票のあった市町村 (父 向日市 ・その他: 市)  
 (母 向日市 ・その他: 市)
- 令和5年1月1日現在 住民票のあった市町村 (父 向日市 ・その他: 京都市)  
 (母 向日市 ・その他: 京都市)

## 3 現在の保育の状況

該当する欄にご記入ください	1 認可保育所・幼稚園等への通園	保育料 (月額)	円
	名称	Tel:	
	2 認可外保育所・職場託児所への通園	保育料 (月額)	円
	名称	Tel:	
	4 勤務先帯同 父の勤務先・母の勤務先・その他 ( )		
<input checked="" type="checkbox"/> 5 自家保育 (誰が保育されていますか 母 )			
6 その他			

健康調査票

氏名	向日 ひまわり	男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女	平成・ <input checked="" type="checkbox"/> 令和 〇年 〇月 〇日生
----	---------	--	--

1 出生時の状況について

- 出生時の状態 正常 ・ 異常【仮死・酸素使用・保育器使用（ 日）その他（ ）】
- 出生時 在胎週数（ 40 週） 体重（ 3,000）g 身長（ 50）cm
- 現在 体重（ ）kg 身長（ ）cm

2 発達の経過についてお答えください。

首すわり 3か月、寝返り 5か月、お座り 8か月、  
はいはい 7か月、つかまり立ち 10か月、伝い歩き 11か月  
独り歩き 1歳 0か月、  
ママ、パパ、まんまなど意味のある言葉 1歳 6か月  
「パパかいしゃ」「おそといこう」など二つ以上のつながったことばを話す 2歳 0か月

3 乳幼児健診について

4～5か月ごろ 受診日（平成・令和 〇年 〇月 〇日）（向日市・他（ ）市）

健診結果（特に問題なし・経過観察）  
経過観察や病院受診が必要と言われた内容があればお書きください

8～11か月ごろ 受診日（平成・令和 〇年 〇月 〇日）（向日市・他（ ）市）

健診結果（特に問題なし・経過観察）  
経過観察や病院受診が必要と言われた内容があればお書きください

1歳6～11か月ごろ 受診日（平成・令和 〇年 〇月 〇日）（向日市・他（ ）市）

健診結果（特に問題なし・経過観察）  
経過観察や病院受診が必要と言われた内容があればお書きください  
言葉がゆっくりと言われた。  
2歳児教室または経過教室に参加した・参加予定（ 年 月 日）

3歳～4歳ごろ 受診日（平成・令和 〇年 〇月 〇日）（向日市・他（ ）市）

健診結果（特に問題なし・経過観察）  
経過観察や病院受診が必要と言われた内容があればお書きください  
発達相談をすすめられた。

※転入児童は、転入前市町村へ健診内容を問い合わせる場合があります。

・視力が気になって受診したことがありますか はい（受診内容 いいえ いいえ）

・聴力が気になって受診したことがありますか はい（受診内容 いいえ いいえ）

・今までにかかった病気などはありますか はい いいえ  
「はい」の場合、当てはまる病気に○をいれてください。  
心臓疾患 中耳炎 脱臼（部位 ） ソケイヘルニア  
その他（ ）

・入院されたことがありますか はい いいえ いいえ  
「はい」の場合 病名（ ）  
入院期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

・現在、定期的に通院されていますか はい いいえ いいえ  
「はい」の場合 病名（ぜんそく ）  
通院の頻度や受診内容をご記入ください（月1回 内服 ）

・ひきつけやけいれんを起こしたことがありますか  
①はい ・ ②過去にあったが今は起こしていない  ・ ③いいえ   
①または②の場合 回数（ 3回） 発作を起こした時期（〇歳児）  
原因・熱（ 39℃）が出た時におこる  
・熱が出なくてもおこる  
・泣いた時におこる

・今まで発達上のことで、専門機関に相談や通所されたことがありますか  
はい（施設名 ） いいえ いいえ

4 手帳の有無についてお答えください。

身体障害者手帳の交付 無 ・ 有（ 級）  
特別児童扶養手当の認定 無 ・ 有（ 級）  
療育手帳の交付 無 ・ 有（A・B）

5 食物アレルギーの有無についてお答えください。  
無 ・ 有（小麦アレルギー ）

6 その他、お子さんのからだ・発達・食物アレルギーなど、伝えておきたいことがあればご記入ください。

<保育所保護者負担金兼副食費口座振替納入依頼書 記入要領>

保育所保護者負担金兼副食費口座振替納入依頼書(開始・取消・変更)

令和 年 月 日

取扱金融機関名

様

預金者

フリガナ	届出印	電話番号
氏名		

私は、保育所保護者負担金及び副食費を次により口座振替によって支払うことにしたいので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

金融機関名	預金の種類	口座番号
支店 出張所	普通・当座	

振替開始 令和 年 月 分 から 振替日 毎月末日 (休日の場合は翌営業日)

記

- 向日市から私が納入すべき保育所保護者負担金及び副食費の納付書が貴殿に送付されたときは、私に通知することなく納付書に記載された金額を預金口座から引き落としのうえお支払い下さい。
- 預金の引き落としにあたっては、当座勘定又は普通預金の約款の定めにかかわらず当座小切手の振り出し又は普通預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 預金口座の残高が振替日において納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
- 預金の引き落とし結果について、振替済通知書の交付があったときは、領収書は省略されても差し支えありません。
- この取扱について仮に紛議が生じても、貴殿の責によるものを除き、貴殿にはいっさい迷惑をかけません。

(銀行使用欄)

検印	印鑑照合	係印
----	------	----

記入しないでください。

ご利用される金融機関名をご記入ください。

金融機関にお届けされている印鑑を押印してください。

ご利用される金融機関名、支店、口座番号をご記入ください。預金の種類に丸をつけてください。

記入しないでください。

お子さまのお名前をご記入ください。

訂正がある場合、二重線で取消しの上、届出印を押印願います。修正テープ等は使用不可です。

保育所保護者負担金兼副食費口座振替利用届出書(開始・取消・変更)

令和 年 月 日

向日市長様

金融機関受付印

預金者

フリガナ	届出印	電話番号
氏名		

私は、保育所保護者負担金及び副食費を口座振替により納付したいので、下記のとおり申し込みます。

◎ 確約事項

- 保育所保護者負担金及び副食費を口座振替により支払いするにあたり、私が取扱金融機関と確約した事項のとおり支払いすることを確約します。
- 振替日において預金残高不足等の理由により支払いができなかった保育所保護者負担金及び副食費は、改めて一般の方法により支払います。
- 預金の引き落とし結果について、振替済通知書の交付があったときは、領収書は省略されても差し支えありません。

◎ 預金口座等

金融機関名	預金の種類	口座番号
支店 出張所	普通・当座	

振替開始 令和 年 月 分 から 振替日 毎月末日 (休日の場合は翌営業日)

保育所名 児童名

取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都銀行</li> <li>・ 京都中央農業協同組合</li> <li>・ 三菱UFJ銀行</li> <li>・ リソナ銀行</li> <li>・ 関西みらい銀行</li> <li>・ ゆうちょ銀行及び郵便局(注)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都中央信用金庫</li> <li>・ 京都信用金庫</li> <li>・ 京滋信用組合</li> <li>・ 近畿労働金庫</li> <li>・ 滋賀銀行</li> </ul>	本店・支店を問わず無料で取扱います。 (注) ゆうちょ銀行及び郵便局はこの用紙では届出できません。申込書は子育て支援課に用意しています。
--------	---	--	---

※ 入所が決定次第、この書類を金融機関に送付しますので、間違いないよう記載して下さい。訂正がある場合は、二重線で取り消し、届出印を押印してください。

ゆうちょ銀行及び郵便局の場合のみ

【保育所保護者負担金兼副食費口座振替利用届出書】  
ゆうちょ銀行及び郵便局自動振込利用申込書 記入要領

※入所決定後、お近くの郵便局へのご提出をお願いいたします。

自動払込利用申込書 自払申込

〒617-8772 向日市寺戸町小畑5番地の1

フリガナ 向田 太郎

〒075-931-1111

記号番号 14410 12345671

加入者名 向日市会計管理者

口座番号 01020-7-960066

電気料金 20  住宅ローン 25  授業料等 29  郵便代金 34  
 ガス料金 21  医療保険 26  購読料 31  税金 35  
 水費料金 22  国民年金 27  年金保険 32  
 電話料金 23  各種保険料 28  会費 33

副食費印  保育料

振込開始日 年 月 分 から 振込日 毎月末日 (両日とも) 日 土・日・祝日の場合は翌営業日

- ①通帳のおところ、おなまえ、お電話番号をご記入ください。
  - ②通帳の記号、番号をご記入ください。
  - ③通帳にお届けの印鑑を押印ください。
  - ④下記のとおりご記入ください。  
[加入者名] 向日市会計管理者  
[口座番号] 01020-7-960066
  - ⑤副食費30 保育料 とご記入ください
  - ⑥下記のとおりにご記入ください。  
[振込開始月] 空白  
[振込日] 毎月末日
- ※ご訂正のある場合は、二重線で取り消しのうえ、お届け印を押印をお願いいたします。

# 11 向日市保育施設利用調整基準

## 1 基本指数表

No.	区分	事由 (保育の必要性)	保護者(父・母、またはその他の保護者)が保育できない状況	基本指数	
				父	母
1	①就労 個人事業主(自営業) 農業 内職等 を含む (※1～※2)	居宅外就労 (主に法人が営 む事業に従事 する者)	週40時間以上、就労している	40	40
2			週35時間以上40時間未満、就労している	35	35
3			週30時間以上35時間未満、就労している	30	30
4			週25時間以上30時間未満、就労している	25	25
5			週20時間以上25時間未満、就労している	20	20
6			月64時間以上、就労している(上記以外)	15	15
7		居宅内就労等 (上記区分以外 で就労(主に個 人事業主))	週40時間以上、就労している	36	36
8			週35時間以上40時間未満、就労している	31	31
9			週30時間以上35時間未満、就労している	26	26
10			週25時間以上30時間未満、就労している	21	21
11			週20時間以上25時間未満、就労している	16	16
12			月64時間以上、就労している(上記以外)	11	11
13		内職	内職従事者である	10	10
14	②妊娠・出産	産前・産後	出産予定日前8週間(多胎児の場合は14週以内)、出産後8週間の期間で保育を必要とする(※3)	-	30
15	③疾病・障がい	疾病など	疾病など(難治性の疾病を含む)により、おおむね1か月以上の入院又は入院に相当する治療を要し、児童を保育できないもの(常時臥床)	40	40
16			疾病など(難治性の疾病を含む)により、おおむね1か月以上の長期安静加療を要するとの診断を受け、これにより児童を保育できないと医師が判断するもの	27	27
17			疾病など(難治性の疾病を含む)により、おおむね1か月以内の加療を要すると診断を受け、これにより児童を保育できないと医師が判断するもの	15	15
18		障がい (※4)	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている	40	40
19			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている	30	30
20			身体障害者手帳4～6級、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	20	20
21	④介護	介護・看護等	同居の常時臥床者、重度心身障がい者(児)の看護・介護や、入院の付添いを行っている	35	35
22			同居の障がい者(児)の介護・通院・通所・通学の付添いを行っている	25	25
23			同居の家族の長期居宅療養等の介護にあっている	15	15
24	⑤災害復旧	災害	震災・災害・風水害等により自宅の復旧にあっている	50	50
25	⑥求職活動	求職	求職活動中(起業準備中を含む)である(原則3か月以内)	8	8
26	⑦就学	就学	学校教育法に定められた学校又は職業訓練施設に通所している	28	28
27			上記に該当しない専修学校・各種学校等に月64時間以上通所している	18	18
28	その他		児童福祉の観点から保育の必要性を市長が特に認める場合(DV・虐待等を含む)	(※5)	

注…複数の事由に該当する場合は、点数が高い方を採用します。

(※1) 就労時間には休憩時間を含みます(居宅外、居宅内就労等共通)。変則勤務等の場合、月間就労時間÷4週で計算を行います。

(※2) 本基準における個人事業主とは、法人を設立せずに自ら行っている事業をいいます。個人事業主については、開業届(もしくは営業証明書)の写し及び確定申告書の写し等の事業の内容または実績を証明する書類の提出がある場合、調整指数表の項番3と合わせて判定します。

(※3) 入所希望月において産前・産後8週間に該当する場合には、他の要件の有無に関わらず、「②妊娠・出産」となります。ただし、さくらキッズ保育園・小規模保育施設の卒園時に市内認可施設への通園を希望する場合で、「②妊娠・出産」以後、継続して就労(育児休業含む)する時は、就労証明書の提出があれば就労区分での指数で調整を行います。

(※4) 障害等級に応じた障害年金を受給している場合を含みます(手帳と年金の等級が異なる場合には、より上位の等級を基に指数を決定します)。

(※5) 当該児童、世帯の状況に応じ、別途判断します。

2 調整指数表

項番	項目	具体的内容	備考	調整指数		
				父	母	世帯
1	保護者の 就労状況等	就労の証明内容に対して、勤務実績及び収入実績(最低賃金を基に算定)に整合性がない場合		-3	-3	
2		就労見込みの者・就労不定者(就労開始日が申請受付締切日の翌日以降)である場合	項番4～6が適用されている場合、対象外とする。	-5	-5	
3		個人事業主で開業届(もしくは営業証明書)の写し及び確定申告書の写し等の事業の内容または実績を証明する書類の提出がある場合(※2)		4	4	
4		保育士・保育教諭・看護師として、向日市内の保育施設で勤務中(予定を含む。)の場合	項番5との重複不可 項番2の対象外			10
5		保育士・保育教諭・看護師として、向日市外の保育施設で勤務中(予定を含む。)の場合	項番4との重複不可 項番2の対象外			3
6		市内の保育施設で保育士・保育教諭・看護師以外として勤務中(予定を含む。)の場合	項番2の対象外			5
7		育児休業法に基づく育児休業又は産後休暇から同一の事業所に復職する場合				2
8	保育の代替手段	申込日時時点で基本指数表の事由により、有料の認可外保育施設又は職場託児所、幼稚園を月極めで利用している場合。又は、転入前市町村において基本指数表の事由により保育施設に入所していたが、転出により退所し、転入に伴い入所申請をした場合				3
9	申込児童の状況	申込児童が多胎児(双子)である場合	項番10との重複不可			1
10		申込児童が多胎児(三つ子)である場合	項番9との重複不可			3
11		既に兄弟姉妹が利用中の保育施設と同じ施設を第1希望とする場合(入所可能月齢によってやむを得ず別施設になる場合も含む)	申請時に兄弟姉妹が利用中であるが、令和6年4月1日時点において保育施設に在籍していない場合(卒園等)は対象外 項番12と重複不可 項番20の対象外			6
12		兄弟姉妹が同時に申込みをし、かつ、同じ保育施設を第1希望とする場合	項番11と重複不可			4
13		前年度の年度当初選考で入所保留となっている場合				1
14		さくらキッズ保育園・小規模保育施設の卒園時に市内認可施設への通園を希望する場合	卒園時以外は対象外			12
15		入所児童自身に医療的ケアを必要とする場合(※6)	項番16、17、18と重複不可			4
16		身体障害者手帳1・2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれか又は複数の交付がある場合(※7)	項番15、17、18と重複不可			3
17		各障害者手帳3級以下、療育手帳B相当の交付がある場合(※7)	項番15、16、18と重複不可			2
18		入所判定日時時点で各種障害者手帳及び療育手帳の交付は受けていないが、障害福祉サービスの利用または、療育施設へ通所している場合(※7)	項番15、16、17と重複不可			1
19	当該年度中に入所案内(内定)を辞退している場合				-5	
20	年度途中で市内の保育所(園)、認定こども園又は小規模保育施設からの転園希望である場合	項番11に該当する場合は対象外			-3	
21	世帯の状況	ひとり親(母子家庭・父子家庭)の場合(別居かつ離婚調停中の場合を含む)(※8)	項番22と重複不可			50
22		生活保護受給世帯で就労している、又は、就労が見込まれる(就労証明書等の提出がある)場合	項番21と重複不可			20
23		倒産・会社都合等、本人の意思に関わらず失業し、職業安定所を通じて求職している場合(※9)	要保育事由が「⑥就職」の場合のみ調整	14	14	
24		小学生以下の子どもが3人以上いる場合	項番25と重複不可			1
25		小学校入学前児童が3人以上いる場合	項番24と重複不可			2
26		保護者のいずれかが就労のために向日市外に別居している場合(単身赴任等)				3
27		保護者のいずれかが週30時間以上、就労している場合	要保育事由が「①就労」の場合を除く 項番28と重複不可	2	2	
28		保護者のいずれかが週30時間未満、就労している場合	要保育事由が「①就労」の場合を除く 項番27と重複不可	1	1	
29		次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く。)がいる場合(要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1～3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級)(※10)	要保育事由が「④介護」の場合を除く 項番30と重複不可			1
30		次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く。)がいる場合(要介護3～5、障害支援区分4～6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級)(※10)	要保育事由が「④介護」の場合を除く 項番29と重複不可			2
31		次のいずれかに該当する世帯員(保護者及び申込児童を除く。)が複数いる場合(要支援1・2、要介護1～5、身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1～3級)	要保育事由が「④介護」の場合を除く			2
32	保護者の心身の 状況	保護者のいずれかが次のいずれかに該当する場合(要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1～3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級)(※11)	要保育事由が「③疾病・障がい」の場合を除く	2	2	
33		保護者のいずれかが次のいずれかに該当する場合(要介護3～5、障害支援区分4～6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級)(※11)	要保育事由が「③疾病・障がい」の場合を除く	4	4	
34		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳のうち2つ以上の交付を受けている場合	要保育事由が「③疾病・障がい」の場合を除く	2	2	
35	親族の介護の状況	介護等を必要とする親族が、平日に週3日以上通所系サービスを定期利用している	要保育事由が「④介護」の場合のみ調整			-2
36		介護等を必要とする親族が、月に7日以上短期入所系サービスを定期利用している	要保育事由が「④介護」の場合のみ調整			-2
37	その他	保育料を2か月以上滞納している場合(卒園児・過去のものも含む)				-20
38		両親(里親・特別養子縁組は両親とみなす。)ともに死亡、離別及び行方不明等により不存在で別の者が養育を行っている場合				50

(※6) 同意書(指定様式) および専門機関等の意見書(指定様式)の提出があり、施設での医療的ケアにより保育が可能であると判断された場合に適用する。ただし、他の児童より合計指数が高い場合であっても施設の入受体制により保育が開始できない場合があります。

(※7) 基本指数の合計が80点(居宅内就労等(主に個人事業主)の場合については、基本指数及び項番3の合計)に満たない場合のみ適用する

(※8) 離婚調停中であることが分かる書類の提出がある場合

(※9) 離職票等の書類で会社都合により失業したことを確認でき、かつ、求職活動を証明できる公的な書類がある場合に適用します。(自己都合による退職に伴う失業は含まれません。)

(※10) 項番29、30の複数に該当する場合は、高い方の指数を適用し、重複して加点は行いません。

(※11) 項番32、33のいずれにも該当する場合は、高い方の指数を適用し、重複して加点は行いません。

3 同一点数の場合の順位表（上位より決定）

No.	調整内容
1	保護者が市内特定教育・保育施設、地域型保育事業で保育士・保育教諭・看護師として就労中又はその予定である世帯
2	ひとり親
3	さくらキッズ保育園・小規模保育施設の卒園時に市内認可施設への通園を希望する
4	基本指数の高い世帯(居宅内就労等については、調整指数項番3を含む)
5	区分間の優先順位（⑤災害復旧、①就労（【居宅外】→【居宅内就労等】）、③疾病・障がい、④介護、②妊娠・出産、⑦就学、⑥求職活動の順）
6	養育している就学前児童の人数が多い世帯
7	養育している18歳未満の子どもの人数が多い世帯
8	通勤時間を含む保護者の不在時間（保育できない時間）がより長い場合 ※(保護者の内)左記時間の少ない方で比較
9	祖父母又は20才以上のおじ、おば、兄弟姉妹（介護・看護の対象でないもの）と同居していないこと
10	当該年度中に入所案内（内定）を辞退していない
11	希望園が多い（※必ず第一希望の園に入所できるとは限らないこと、入所案内を辞退した場合は減点となりますので、入所の意思がある園だけを記入してください。）
12	世帯の市町村民税額（4月～8月入所は前年度市町村民税、9月～翌年3月入所は当年度市町村民税）の低い世帯

- (1) 基本指数表における必要書類…申込書の案内に記載された必要書類  
 (2) 調整指数表における必要書類…下表参照

項番	項目	必要書類
3	保護者の 就労状況等	開業届(もしくは営業証明書)の写し及び確定申告書の写し等の事業の内容または実績を証明する書類
4・5		保育士証の写し・幼稚園教諭免許・看護師免許の写し
8	保育の 代替手段	有料の認可外保育施設又は職場託児所、幼稚園を月極めで利用していることがわかる書類の写し、転入前市町村において保育施設に入所していたことがわかる書類の写し（例：利用料領収書3か月分）
15		同意書(指定様式) および専門機関等の意見書（指定様式）
16・ 17	申込児童の状況	申込児童の手帳等の写し（氏名、生年月日、等級、発行年月日、有効期限が分かる箇所）
18		障害児通所受給者証等障害福祉サービスの利用及び療育施設へ通所していることがわかるものの写し
21		戸籍謄本（子育て支援課へ提出済（児童扶養手当の手続き等）の場合は、別紙同意書の提出により省略可能）
26	世帯の状況	保護者のいずれかが就労のために向日市外に別居している（単身赴任等）場合、就労証明書の就労者に関する事項欄に事業所からの証明を受けている場合は不要。事業所からの証明を受けていない場合は、単身赴任等における居住実態がわかる書類（居住先の賃貸借契約書、不動産売買契約書）
27・ 29～ 31		就労していることがわかる就労証明書（市様式3） 該当する世帯員の手帳等の写し（氏名、生年月日、等級、発行年月日、有効期限が分かる箇所）
32～ 34	保護者の 心身の状況	該当する保護者の手帳等の写し（氏名、生年月日、等級、発行年月日、有効期限が分かる箇所）
35・ 36	親族の 介護の状況	介護を必要とする親族の該当する手帳等の写し及び、平日に週3日以上通所系サービスを定期利用していることが分かるケアプラン等の写し又は月に7日以上短期入所系サービスを定期利用していることが分かるケアプラン等の写し

## 12 よくある問い合わせ

Q 入園（所）決定前に保育料の額を教えてください。

→子育て支援課では、入園前の児童の世帯の所得について把握できないため、お伝えできません。市民税所得割額等が把握できる書類をご持参いただければ参考程度にお伝えすることは可能です。

Q 希望する園を多く記載することで、入所調整に影響はありますか。

→入所調整において、不利になることはありません。（22頁の「3 同一点数の場合の順位表」No11により、入所できる可能性が高くなります。）

保育の必要性認定・指数（優先順位）の高い児童から入所の決定をしておりますので、多くの園を希望していただくことにより、案内可能な園の数が増えることとなります。

ただし、入所決定後に辞退した場合、調整指数が下がります。必ず、通える範囲で申請をしてください。

Q 入所が決まってから仕事を探したい場合も申請可能か。

→可能です。ただし、求職活動による入所承諾期間は3カ月となりますので、引き続き、利用を希望する場合は、就労証明書等の就労が確認できる書類をご提出ください。

Q 2次調整で転園することは可能でしょうか。

→保留となった方が対象となるため、転園はできません。

ただし、卒園児で保留となった方や入所を辞退又は退所される場合は、新規申請とみなすためその限りではありません。

Q 仕事を辞めた場合は、退園しないといけないのか。

→仕事を辞めて、その他に保育が必要な事由（要件）がない場合は、保育所等は退所となります。

ただし、「保育が必要な事由」がある場合は、必要書類を提出されれば継続することが可能です。

Q 欠席した場合は、保育料等日割されますか。

→原則、日割で保育料等を算定することはありません。

Q 入所中の児童が長期入院することになりました。休所中の保育料はかかりますか。

→かからない場合があります。子育て支援課までご相談ください。

Q 転職した場合は、就労証明書を提出する必要はありますか。

→転職に関わらず、就労場所や勤務時間等に変更が生じた場合は、就労証明書を提出してください。

Q 世帯状況に変更が生じた場合はどのような手続きが必要となりますか。

→既に保育園等を利用されている場合は、利用中の保育園等にお伝えいただき、必要書類を提出してください。

Q 入所可能な園（入所枠のある園）について、教えてください。

→市が空いている園を把握するのは、提出期限後となるためお伝えできません。

また、直前になり、枠が空いたり・なくなることもあるので、確実でない情報をお伝えすることにより不利益を生じさせる恐れがあるためです。ご理解のほど、よろしくお願ひします。

Memo

